

撰関期における「政理」について

重田 香澄

はじめに

「政理」ということばが、現代において使われることは殆どないといっていい。辞典で「政理」を調べてみると、「①政治の道理。又、政治。②人事がよくおさまること。」とある¹。

このことばが、撰関期の政治（公事）のあり方を捉えた語として、しばしば史料上に見られる。例えば、10世紀後半成立の『西宮記』巻十「殿上人事」の中の「凡奉公之輩可備文書」では、公事に必携の書物等を、礼儀事、政理事、罪法事、諸雑事に分けて挙げている。

これに対し、近代以降、撰関期の政治のあり方を説明することばとして多く用いられてきたのが「政務」と「儀式」であるといえる。この二つは対置され、「政務」は今日的意味で政治的・実地的なもの、「儀式」は今日的意味で政治性の希薄な儀式そのものと捉えられている。勿論、その政治性を評価されるようになってきてはいるが²、上の言い回しからもわかるように、これは儀式と政務を二項対立的に捉える近代以降の考え方の枠組みを超えるものではない。そして、その枠組みそのまま、つまり「儀式」と「政務」の対比をそのままに、「礼儀」と「政理」を捉えているとみられるものも少なくない³。

撰関期における「政治」について、当時と現代とでその内実が違うということが自明となった今においても、今日的な意味での「儀式」と「政務」を、当時の「礼儀」と「政理」に投影するのは果たして適当であろうか。「政務」と「政理」は重なるのであろうか。

また、何かを分類する際の部立ての仕方、項目の立て方にはその時々の価値観が反映されているという⁴。例えば、9世紀末に成立した『類聚国史』には、古代社会の価値観を確認・固定する意味もあったことは、以前から指摘されているところである⁵。

この『類聚国史』の部立てにも、「政理」の項目がある。そして、次章で紹介するが、『類聚国史』の部立てと『西宮記』「可設備文書」の分類項目の間に経過する部分が無い訳でもない。

このことから、『類聚国史』編纂時と『西宮記』成立時とで、分類に使うことばに大きな差はなさそうだとと言える。しかし、9世紀末から10世紀にかけては、政治運営のあり方や運営理念が大きく変化した時期である。双方の「政理」が表すこと、分類の中身まで同じなのであろうか。

本稿では、『類聚国史』の政理部と『西宮記』巻十「殿上人事」の「凡奉公之輩可設備文書」の「政理事」に挙げられた諸文書類、更に11世紀前後におい

て実際に「政理事」諸文書が参照された話題を比較することを通して考えたい。

1. 『類聚国史』政理部

まず、『類聚国史』について、基本的なことを確認しておく。同書は、菅原道真が、宇多天皇の命を受けて、六国史の記事を分類したもので、全部で200巻あり、内現存している巻は62巻である。この部立てを順に見ていくと、神代、神祇、帝王、後宮（欠アルカ）、人、歳時、音楽、賞宴、奉獻、政理、刑法（欠アルカ）、職官、（欠）文、（欠）田地、（欠）祥瑞、災異、仏道、祥瑞、となっている。『貞観政要』等を参考にしつつ、日本の政治・宗教的な事情を考慮し神代、神祇の部を冒頭に置く等、日本的な改変を加えているといわれている⁶。

次章で扱う『西宮記』「可設備文書」と比べると、こちらは六国史の記事全般を対象としているため記事も多様で、「伝」的な記事を分類した「人」部等もあるが、それ以降、「歳時」から「奉獻」までは「礼儀」の類、「政理」はそのまま、「刑法」は「罪法」、のこりは「諸雑事」という具合に、通じるものがある。

「政理部」は巻七九～八六の8巻で、その内、巻八一、八二、八五が欠巻となっている。また、「政理部」内で更に細かく項目が分けられている。以下、残存各巻の項目を挙げる。

巻七九 政理一 法制、禁制、勸誡、選挙、賞功、

巻八〇 政理二 雑公文、牒式、解由、意見、告訴注、納表匱、請印、度量、布帛長短法、負載法、材木法、估価、常平倉、糶糶

巻八三 政理五 正税、免租税、不動穀

巻八四 政理六 出挙、私出挙、借貸、公廩、国儲、年粮、出納官物、収納官物、填納官物、交易物、乗官物、犯官物、隠蔵官物、焼亡官物、漂損官物、免官物

巻八六 政理八 赦宥

下線を施した項目は実施・運用・処罰等の規定に関する記事が多く見られる項目である。他は関連事例を集めた項目である。

規定に関する記事の多くは、格・式となっているような記事である。例えば、公廩の附出に受業師料の項があり、そこに天平宝字元年十一月癸未条、承和五年六月辛丑条、貞観十二年十二月二十五日壬寅条が振られているが、このうち天平宝字元年の記事

と貞観十二年の記事は『類聚三代格』にそれぞれ勅・官符として収められている。残る承和五年の記事も貞観十二年の官符に引用され、同様の拘束力を持っていたことがわかる。

このようなことから、『類聚国史』における「政理」とは、手続き・規定に関わることと言えそうである。

2. 『西宮記』巻十「殿上人事」中の「可設備文書」

次に、『西宮記』巻十「殿上人事」の「凡奉公之輩可設備文書」をみてみよう。

凡奉公之輩、可設備文書

一、礼儀事、

江都集礼、百廿六卷、沿革礼、十卷、已内裏式、(三卷)、儀式、十卷、年中行事、式曆、外記序例、弁官記、叙位例、除目例、外記内記等文書目録、

一、政理事、

群書治要、五十卷、貞観政要、十卷、已上唐書、但群(臣)之問事、京、此書也、諸司式、延喜式五十三卷、三代格、各十卷、今案或、有二十二卷、官曹事類、天長格抄、官奏報、申文例等、宣旨目録、交替式三卷、但新式一巻、勘解

由使勘判例、新定酒式、

一、罪法事、

律、十二卷、相、兼、類聚檢非違使宣旨、勘判事、

一、諸雑事、

類聚国史、二百卷、始、從、日本記、至于仁和之雜事、無、有、遺漏、

「政理事」に挙げられた文書類は、主に格・式として編纂されたものや、国史等に編纂の都合上収載されなかった格、提出文書目録や関連内容のメモ等である。先の『類聚国史』と『類聚三代格』の記事の関係を考慮するならば、「可設備文書」政理事は、内容的には『類聚国史』政理部とあまり変わらないと言えよう。

では、これが撰関期においてどのように使われたのだろうか。試みに、10世紀の終わりから11世紀の半ばにかけて廟堂にあり、右大臣までつとめた藤原実資の日記『小右記』中に出てきた「可設備文書」政理事にある文書類をその時間問題となった事柄と共に整理したのが次の表である。

【表】『小右記』にみる「政理事」掲載文書参照事例

年	月	日	事項	典拠
永観2	10	10	即位儀後・八省院行幸扈從の近衛大将以下の位置	延喜近衛府式
寛和1	1	9	荒手結・射手	「起請」
長徳2	3	28	大赦	「年々詔書」
寛弘8	9	1	御燈を奉らない場合	延喜齋宮式
長和1	8	7	大祓の官符を下す国	延喜神祇官式
長和1	8	17	大祓使發遣の時期	延喜神祇官式
長和1	⑩	19	大嘗会抜穂使・八神供物	延喜神祇官式
長和1	⑩	19	大嘗宮の造り始め	延喜神祇官式
長和1	11	11	大嘗会・天皇の服着脱作法	延喜神祇官式カ
長和1	11	11	大嘗会・鮮味を献ずる	延喜神祇官式
長和2	1	26	近衛中少将の隨身を祭陪從にすること	「起請」
長和2	7	22	近衛府・番長補任	「起請」
長和2	9	21	近衛府・公事を懈怠した者の給物	「起請」
長和3	3	20	上賀茂社損色文	宣旨目録
長和3	12	4	府生奏への加署	「年々定文」
長和4	5	11	奠奏三日以内に檢非違使が拷問を行うことの是非	儀制令義解
		24		延喜彈正台式
長和4	9	11	例幣宣命草を奏すか否かにつき	儀制令義解
長和5	4	28	宇佐八幡等への宣命	延喜太政官式
長和5	6	13	勅書覆奏の方法	「資平所持天慶宣命」
寛仁1	8	26	駒牽・左右馬寮の馬を東宮(主馬署)に渡す	公式令
				天慶七年宣旨
寛仁1	8	26	近衛府、院隨身を出す	駒牽解文
寛仁1	11	29	上下賀茂社四至	永観二年宣旨
寛仁2	11	1	神郡寄進の例	格
寛仁3	2	7	京官から奉還を待たず畿内に遷任する者	格
寛仁3	5	8	道長への封戸等の勅書	延喜太政官式
治安1	3	29	道長絵仏供養・饗座次	「故宣義抄出詔勅」
万寿1	7	13	改元後の官奏に吉書を撰ばないこと	延喜式部省式
				「康保以後奏報」

万寿2	2	13	米調庸僂悪の罪科	「調庸僂悪格官符」等
万寿2	10	3	僧正に輦車をゆるす宣旨を下す先	「彈正宣旨」
万寿3	4	1	旬儀・六衛府番奏の列次	延喜式部省式
万寿4	4	9	灌仏会装束・磬を立てるか否か	延喜図書寮式
万寿4	7	27	東宮帯刀舎人等参陣の場合宣旨はないこと	延喜近衛府式
長元2	4	1	旬儀・番奏の列次	延喜式部省式
長元3	6	28	源相高罪名勘申	(罪名勘文)太政官府
長元4	8	8	配流先の国	延喜刑部省式
長元4	8	8	配流関係の宣旨・官符等の手続き	延喜刑部省式
長元4	9	4	伊勢内・外宮祓宜等叙位	「官符」

後半の方が残りがよいという『小右記』の残存状況も影響しているが、記事の大半が大納言となり、廟堂で存在感を持つようになった長和年間以降に見られることには注意が必要だろう。このことから、大納言となり重要性の高い案件の上卿を勤めるようになって、これらの文書類を参照する必要の生じた可能性が考えられる。実際、実資が上卿を勤めた際の文書発給の有無や手続き、その他段取りに関する規定についての参照が多い。

任免規定等についての参照もいくつかあるが、人事についてはこの時期、道長・頼通の意向が大きく反映されていたこともあり、あまり参照する機会がなかった可能性も考えられる。

『小右記』にみられる事例は、上述のような記主の立場による記事の偏りに加え、自明のことは書かれなかった可能性⁷も考慮しなければならないとはいえ、おおよそながしかの手続き・段取りについての規定に関わるものとみえ、「可設備文書」政理事に挙げられた文書類から想定される用途を大きく逸脱するものではないと言えよう。

このようなわけで、『西宮記』巻十「殿上人事」の「凡奉公之輩可設備文書」における「政理」もおおよそ手続き・規定に関わることといえる。但し、実際に書き残された利用参照の事例においては、各種手続きを形作る一つ一つの段取りに関するものが多いように見受けられるということのようである。

おわりに

以上、『類聚国史』と『西宮記』「可設備文書」を通して、「政理」はあくまで手続き・規定に関わることが明らかになった。これは、実質的にヒトやモノを動かすこと全般を政治・政務と捉える現代の認識とは少しズレのあるものといえるのではなからうか。いくつかの事例からもわかるように、おおよそ現代的感覚では政治手続きとは言い難いような段取りに関わることも「政理」なのであるから、やはり「政務」と「政理」の関係にはもう少し慎重になるべきであろう。

おなじことは「儀式」と「礼儀」の間にもいえる。「政理」の中に、今日形式的と捉えられるようなこと、儀式の一環と捉えられるようなことがあること、また逆に今日極めて政治的と考えられる叙位や除目

に関する情報が「礼儀」に分類されていることは、「礼儀」が何を指すのかを見えにくくすると共に大きな手掛かりとなるものであろう。「政理」と併せて考えていきたい。

また、『類聚国史』と『西宮記』「可設備文書」の「政理」の意味するところがほぼ同じであったということは、『類聚国史』において設定された価値観の枠組みが、撰関期までは基本的に維持されたということにもなる。この点、「貴族社会の価値観を固定しようとした」という大隅和雄氏の指摘は意図だけでなく、その後の実態についても言えるものと評価できるのではないかと。

但し、『小右記』で試みたような実際の運用例レベルでの検討にはまだ準備が足りない。これも今後の課題としたい。

注

- 『大漢和辞典』より。
- 儀式に政治的な意味がある、ということは古く小島小五郎『公家文化の研究』(国書刊行会、1942)で指摘されている。その機能の実態を明らかにする緒となったのが土田直鎮『日本の歴史 5 王朝の貴族』(中央公論社、1965)で、以降の諸研究において実務的な機能の解明も進んだ。
- 例えば、少々古いが、藤木邦彦「撰関政治」(『平安王朝の政治と制度』第一篇第一章、吉川弘文館、2001。初出1965)に、「凡奉公之輩可設備文書」について、「とくに、礼儀に関するものを最初に挙げて、唐風の礼治主義が知られ、またその先例尊重の態度が著しいものであったことも知られよう。ともあれ、このように当時の政務執行形態がすべて形式化し、…」とある。これは今日的な意味での「儀式」をそのまま「礼儀」に引き写した解釈といえるのではなからうか。そして、管見の限りでは、今に至るまでそのことについて特に何も指摘されていないようである。
- 大隅和雄『事典の語る日本の歴史』(講談社、2008。原本1988)。
- 大隅前掲注4書、「古代末期における価値観の変動」(『北海道大学文学部紀要』16-1、1968)。
- 坂本太郎『六国史』(吉川弘文館、1970)
- 松原一義『『小右記』とその周辺の文学』(稲賀敬二編『論考 平安朝の文学』、新典社、1998)。
- 大隅前掲注5論文。